第2章 川越市の歴史遺産の概要

1. 歴史遺産の現状と概要

(1) 指定等文化財の概要

市内に所在する歴史遺産のうち、文化財保護法に基づく指定等文化財は、令和5年4月1日現在、国が指定する文化財が14件、登録有形文化財(建造物)が12件、登録記念物1件、埼玉県で唯一選定を受けている伝統的建造物群保存地区が1地区となっています。なお、令和5年3月20日に、新たに山王塚古墳が国指定史跡に指定されました。

埼玉県文化財保護条例に基づく指定文化財は42件、川越市文化財保護条例に基づく文化財は193件です。 なお、国指定無形民俗文化財のうち川越氷川祭の山車行事は、日本の「山・鉾・屋台行事」の一つと してユネスコ無形文化遺産に登録されています。

川越市の指定等文化財一覧

令和5年4月1日現在

種別	国指定等文化財				県指定文化財					市指定文化財	合計	
	種類		件数				種類	件数		種類	件数	
有形 文化財		建造物	5	建	ì	造	物	9	建	造物	51	65
	重要文化財	絵画	2	絵			画	2	絵	画	1	5
		彫刻	0	彫			刻	2	彫	刻	12	14
		工 芸 品	3	エ	1413	芸	品	5	工	芸品	18	26
		書跡・典籍・古文書	1	書;	跡	・歩	典籍・古文書	7	書	跡・典籍・古文書	28	36
		考古資料	0	考	古	資米	4	1	考	古資料	6	7
		歴史資料	0	歴	史	資米	4	1	歴	史資料	6	7
	登録有形文化財 (建造物)		12									12
無形 文化財	重要無形文化財		0	無	形	文化	上財	0	無	形文化財	0	0
民俗 文化財	重要有	0	有	有形民俗文化財		1	有	形民俗文化財	20	21		
	重要無	1	無	形	民化	谷文化財	6	無	形民俗文化財	12	19	
記念物	史	2	史			跡	3	史	跡	31	36	
	名 勝		0	名			勝	0	名	勝	0	0
	天然記念物		0	天	然	記念	念物	1	天	然記念物	8	9
				旧			跡	4				4
	登録記念	1									1	
文化的 景観	重要文化的景観		0									0
伝統的 建造物群	重要伝統的建造物群保存地区		1									1
	国 合計					県	合計	42		市合計	193	263
合計 263 件												

^{*}重要美術品2点を追加する場合は、合計265件

(2) 未指定文化財の概要

本市で現在把握している未指定文化財は計1,889件です。市内に所在する未指定文化財は下記の表の通りです。なお、各未指定文化財の詳細については、資料編に記載します。

未指定文化財の把握状況

地区名	件数	7	有形文化則	†	無形 文化財	民俗文	文化財	記念物	文化的 景観	埋蔵文 化財	その他
			美術工芸品								
		建造物	古文書	歴史 資料	食文化	有形	無形	遺跡	景観	包蔵地	伝説
①本庁	382	158	23	1	0	91	4	0	0	64	41
②芳野	120	13	1	1	0	61	2	1	1	34	6
③古谷	101	4	3	1	0	66	1	1	1	15	9
④南古谷	136	5	1	2	0	30	82	1	1	9	5
⑤高階	54	1	1	1	0	33	0	3	0	8	7
⑥福原	51	12	2	1	1	12	4	3	1	11	4
⑦大東	302	16	1	1	0	51	165	2	0	58	8
8霞ケ関	215	10			0			3	0	78	
9霞ケ関北	9	0	5	1	0	106	0	1	0	8	12
⑩川鶴	2	0			0			0	0	2	
①名細	382	14	1	1	1	200	86	1	0	65	13
⑫山田	139	9	3	1	0	83	34	1	1	2	5
その他	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,889	242	46	11	2	733	378	17	5	345	110

註 「その他」は市外のもの。「包蔵地」は、地区をまたがる分があり、市内の包蔵地の合計345件を超える。「件数」を合計すると1,898になるが、「包蔵地」の地区またぎ分の重複があるためである。

2. 歴史遺産の特徴と類型

(1) 有形文化財 (建造物)

建造物の指定等文化財は、国指定5件、国登録12件、県指定9件、市指定51件です。

喜多院6棟(国指定)は、寛永15年(1638)の大火の後、江戸城紅葉山から移築された客殿・書院・ 「東祖と新設された慈眼堂・鐘楼門、大火を免れた寛永9年(1632)建築の山門があります。喜多院の 境内には、重要文化財の他、慈恵堂(県指定)と多宝塔(県指定)、番所(県指定)もあります。



東照宮 (本殿)

喜多院の南に位置する東照宮6棟(国指定)は、同じく寛永15年(1638)の大火後に建築されたもので、三間社流造の本殿・唐門・瑞垣・拝殿及び幣殿は、朱塗りで極彩色の装飾が施されています。その他、随身門と石鳥居も重要文化財となっています。

また、喜多院の創建時に近江国坂本の日 吉社を勧請したと言われる日枝神社本殿 (国指定) は朱塗りの三間社流造で、近世 以前の古い技法が用いられていることが特 徴です。

城下町旧十ヶ町にある大沢家住宅(国指定)は、寛政4年(1792)に呉服太物商によって建てられた蔵造りの店で、明治26年(1893)の川越大火に残り、その後の蔵造りの町並みが形成されるきっかけになった建造物です。旧山崎家別邸(国指定)は、大正14年(1925)に、川越経済界の実力者山崎嘉七が日本で最初の住宅作家と評される保岡勝也に依頼して建てた和洋館並列住宅です。



大沢家住宅

また、県指定文化財として川越城内の三 芳野神社社殿及び末社である蛭子社・大黒 社(県指定)、古尾谷八幡神社社殿(県指 定)、古尾谷八幡神社旧本殿(県指定)、氷 川神社本殿(県指定)、八坂神社本殿(県 指定)などの神社建築が多く指定されてい ます。その他、川越城本丸御殿及び家老詰 所(県指定)は、御殿建築として貴重な建 造物です。

市指定文化財は51件あり、そのうち時の 鐘や土蔵造り町家などの18件は川越市川

越伝統建造物群保存地区内にあります。その他、町家10件は地区外にあります。また、地域で大切に 守られてきた薬師神社他、神社建築13件及び寺院建築2件が市指定となっています。その他旧川越織 物市場(市指定)、旧栄養食配給所(市指定)、笹原門樋(市指定)、沼口門樋(市指定)、三軒家樋管(市 指定)という近代産業遺産と埼玉県立川越女子高等学校明治記念館(市指定)の学校建築があります。

登録有形文化財は、12件登録されており、旧八十五銀行本店本館、旧六軒町郵便局、旧武州銀行川 越支店、日本聖公会川越キリスト教会礼拝堂、太陽軒など近代化を象徴する建築物があります。また、 佐久間旅館奥の間や旧鏡山酒造蔵、三重家住宅主屋及び門のような近代和風建築、そして看板建築の旧 湯宮釣具店があります。また、伝統的建造物群保存地区には、伝統的建造物136件が所在し、現在も暮 らしが営まれているものも多くあります。

未指定文化財は、旧川越市都市景観条例に基づく都市景観重要建造物、景観法に基づく景観重要建造 物が79件、近代和風建築が76件、などがあります。

(2) 有形文化財(絵画)

絵画の指定等文化財は、国指定2件、県指定2件、市指 定1件、重要美術品が1件です。

三十六歌仙額(岩佐勝以筆)(国指定)は、寛永17年(1640) に東照宮に奉納された36面で、後に鷹絵額(県指定)12面も奉 納されています。紙本著色職人尽絵(国指定)は、喜多院が所 蔵する屏風で、近世初頭の様々な職人の姿が描かれており、風 俗史や職能民を研究する上で重要な絵画資料です。

三芳野天神縁起(県指定)は、慶安2年(1649)に松平 信綱が三芳野神社に奉納したもので、本格的な社寺縁起絵 巻です。その他、堀河夜討図(市指定)は、酒井忠勝が養 寿院に奉納したと伝わる屏風です。重要美術品に認定され た絹本著色東照権現像は、茨城県守谷市西林寺に伝えられ た東照権現像です。以上の絵画は、すべて寺社への奉納物 であることが特徴と言えます。

(3) 有形文化財(彫刻)

彫刻の指定文化財は、県指定2件、市指定12件です。

木造天海僧正坐像(県指定)は、寛永20年(1643)天海 が亡くなる2か月前に造られた寿像で、天海の人となりを 窺わせる貴重な資料です。灌頂院の木造薬師如来坐像(県 指定)は、古谷地区の古仏群を代表する作品です。市指定 の彫刻は、8件が平安時代から鎌倉時代にかけて造立され た仏像で、養寿院・蓮馨寺・天然寺・灌頂院・天岑寺阿弥 陀堂・蓮光寺に遺されています。その他、養寿院には円空 仏(市指定)、東照宮には木造随身像(市指定)及び木造獅 子狛犬(市指定)があります。



三十六歌仙額



木诰天海僧下坐像

(4) 有形文化財(工芸品)

工芸品の指定等文化財は、国指定3件、県指定5件、市指定18件、重要美術品1件です。



養寿院銅鐘

重要文化財に指定されている銅鐘は2件で、ひとつは 正安2年(1300) 筥崎山地蔵院(川口市) にもともと奉 納されたもので、現在喜多院に伝来しています。もうひ とつは養寿院の銅鐘で、文応元年(1260)河越経重が河 越荘内の新日吉山王社に奉納したもので、鋳造した丹治 久友は当時一流の鋳物師で、優れた作品であるとともに、 河越荘の名が金石文に見える最初の資料として、歴史的 にも貴重な銅鐘です。

重要文化財の太刀は、鎌倉初期の支成作であり、東照 宮に奉納された7口の太刀の一つで、徳川家康の指料と の伝承です。他の6口は県指定文化財に指定されていま す。

県指定の工芸品は、拵え付太刀長吉作と地元の刀鍛冶 が鍛えた武州河越住新儀惣兵衛允則重作太刀で、いずれ も三芳野神社に奉納されたものです。また、古尾谷八幡 神社の神宝として伝来した銅造阿弥陀三尊懸仏(県指定)

は、径77.4cmで鎌倉時代後期の大型懸仏です。

喜多院に伝来した黒地小花模様小紋帷子(県指定)と白綾地松竹鶴亀宝尽模様産着(県指定)は、江 戸時代初期の武家の衣料であり、いずれも徳川家ゆかりの所用品として貴重な存在です。

市指定の工芸品は、藤枝英義・正木英辰・則重・吉英などが鍛えた郷土刀の作品11口と川越藩郡奉 行安井政章が江戸の名工大慶直胤に発注した十文字槍があります。また、鐔は川越在住恒忠の作品です。 その他上戸日枝神社や、尾崎神社などの懸仏が市指定文化財となっています。

(5) 有形文化財 (書跡・典籍・古文書)

書跡・典籍・古文書の指定文化財は、国指定1件、県指定7件、市指定28件です。

宋版一切経(国指定)は、中国の宋時代に印刷された貴重な経典であり、徳川家康から喜多院に寄進



宋版一切経

されたと伝わります。また喜 多院住職の天海は、徳川家光 の後援を受けて、日本初の一 切経の印刷を試みました。喜 多院には、天海版一切経(市 指定)が残されています。こ の他、寺社文書として天海関 係文書(県指定)、喜多院日

鑑(県指定)、蓮馨寺日鑑(県指定)、川越氷川神社文書及び三芳野神社文書(市指定)、中院文書(市 指定)、古尾谷八幡神社所蔵徳川歴代将軍朱印状(市指定)があります。

戦国時代にこの地域を支配した北条氏から在地の有力者に出された朱印状や書出が、大野家文書(県指定)、大袋大河原家文書(市指定)、菅間竹ノ谷文書(市指定)、谷中大野家文書(市指定)など旧家に遺されています。光西寺松井家文書(県指定)は、川越最後の藩主を務めた松平周防守家伝来の文書で、鎌倉時代の将軍家政所下文や徳川家康文書などがあります。

江戸時代の町方文書として、城下町の一つ本町の名主であった弥左衛門が、子孫に教訓として残した

榎本弥左衛門覚書(県指定)があり、江戸時代 初期の世情を記録したのものとして貴重です。 その他、町方文書8件、地方文書3件、新河岸 川舟運の船問屋の文書3件が市指定文化財に指 定されています。

その他、頼山陽著の「日本外史」を川越藩が 出版した川越版日本外史(市指定)、鍛冶町の 名主であった中島孝昌が執筆した地誌である武 蔵三芳野名勝図会(市指定)、明治から昭和に かけて、地域の古文書を収集した小杉権次郎氏 収集文書(市指定)があります。

江戸時代後期、農村を中心に関流や最上流の



榎本弥左衛門覚書

算術を学び、地元の神社に問題と述(解き方)を算額に記して奉納することが流行しました。久下戸氷川神社・古尾谷八幡神社・山田八幡神社・石田藤宮神社に、市指定の算額が残されています。

未指定の古文書として、町方や地方文書、川越藩の旧藩士の文書など多岐にわたります。また、郷土 史家の岸伝平氏や岡村一郎氏による川越町を中心にした収集文書や、川越藩松平大和守家の歴史資料を 収集した渡辺刀水の収集文書なども見られます。

(6) 有形文化財 (考古資料)

考古資料の指定文化財は、県指定1件、市指定6件です。

県指定の丸木舟は、旧入間川の自然堤防から発見された全長5.4mの掘製で、縄文時代のものと考えられています。市指定の下小坂古墳群出土品・三変稲荷神社古墳出土品・牛塚古墳出土品・山王塚西古墳出土品は、いずれも古墳からの出土品です。喜多院歴代住職の墓地内に立つ延文の板碑(市指定)は、緑泥片岩製の武蔵型板碑で、南北朝時代の人々が死後の安穏を願って造立したものです。また、瓦経(市指定)は、喜多院東方で発見されたと伝わるもので、法華経の一部が箆書きされています。

(7) 有形文化財 (歴史資料)

歴史資料の指定文化財は、県指定1件、市指定6件です。

県指定文化財の徳川将軍献上太刀6口は、徳川将軍家から元は東照宮に奉納されたものですが、現在は喜多院にあります。松井松平家伝来葵紋大旗(市指定)は、松平周防守家ゆかりの光西寺に伝来したもので、徳川家康から下賜された旗とその写しです。中頭天王縁起絵巻(市指定)は、寛保2年(1742)の洪水の後、再建に至る経緯を記録したもので、地誌「多濃武の雁」の著者の関与が窺われます。湯花



「川越の四季| 屏風

描かれています。徴発物件書類家屋取調書は、明治26年(1893)に発生した川越大火以前の川越町の住居プランがわかるもので、往時の都市住居の実態を知ることができる資料です。

未指定の歴史資料として、昭和30年(1955)の大合併以前の、芳野村や古谷村など全ての村の行政 文書があります。また、中央図書館で整理され目録化された霞ケ関村役場文書や川越市役所文書、博物 館で所蔵する川越商工会議所関係文書など、明治から昭和における川越の歴史を紐解くためには必須の 資料です。

(8) 無形文化財

本市には指定等されている無形文化財はありません。未指定文化財の食文化として福原地区のサツマイモ、名細地区が発祥の河越茶があります。江戸時代後期から川越藩領だった三富地区(三芳町・所沢市)やその周辺で生産されたサツマイモは、「名所江戸百景 びくにはし雪中」の浮世絵に描かれた「〇やき 十三里」のように、川越の特産として著名でした。また、河越茶は、鎌倉時代に日本の銘茶の生産地として「武蔵河越」と記され、その後明治期に狭山茶の名称で親しまれています。



びくにはし雪中

(9) 民俗文化財 (有形の民俗文化 財)

有形の民俗文化財の指定文化財は、県指定1件、市指定20件です。

県指定文化財の川越氷川祭山車は、川越氷川神社の氏子である旧十ヶ町のうち、喜多町・幸町(2台)・志多町・元町2丁目・松江町2丁目・仲町・大手町に六軒町・今成の2町を加えた9町10台です。これらは、国の重要無形民俗文化財「川越氷川祭の山車行事」に出される山車の一部で、江



川越氷川祭礼絵馬

戸時代から大正時代にかけて造られました。山車の他、文政9年(1826)の川越氷川祭礼を描いた絵巻と天保15年(1844)に奉納された当時の山車を描いた大絵馬が、指定の一部となっています。

市指定文化財では、川越祭り山車1台と踊り屋台2台が指定されています。その他、祭礼に関する道具として、中福の根岸家神楽用具一式と大山講神酒枠及び関係用具があります。絵馬は10件が指定されていますが、馬が描かれた大絵馬(2件)や鷹の木彫を貼り付けた絵馬は本物の代わりとして奉納し

たものといえるでしょう。

本行院本堂造営図大絵馬や寛保の水害 手伝警請図大絵馬は、大工事を無事終え ることができた感謝の意味をこめての奉 納でしょう。鉄砲台を打つ鍛冶職人図大 絵馬や荷馬車馬子拝み図絵馬は稼業繁栄 を祈願して奉納された考えられます。高 島流砲術額は、砲術の上達を願って奉納 されたと思われます。三国志図大絵馬や 朝鮮通信使図大絵馬のような巧みな絵師 が描いた絵馬も注目されます。



五百羅漢

その他、2件の町方民具は、江戸時代から明治時代の商家の生活を知ることができる資料です。また、川越唐桟着物と小布帖は、川越特産の織物として有名だった川越唐桟を偲ぶ資料です。喜多院内にある五百羅漢は、志誠の発願で天明2年(1782)から建立が始まり、たくさんの人々の寄進により完成したもので、さまざまな表情の羅漢を見ることができます。

また、未指定文化財としては、多くの石造物の存在が『川越の石佛』(1973) などで明らかにされています。本計画の作成過程で、その所在確認をしたところ、新たな石造物の存在も確認することができました。

(10) 民俗文化財 (無形の民俗文化財)

無形の民俗文化財の指定文化財は、国 指定1件、県指定6件、市指定12件です。

重要無形民俗文化財に指定されている 川越氷川祭の山車行事は、慶安元年 (1648) に川越城主松平信綱が神輿渡御 の祭りを奨励したことにより始まった祭 礼です。町人町十ヶ町の氏神である川越 氷川神社の秋の例大祭であり、神輿に続 く十ヶ町の山車をはじめとする付け祭り の変遷が、江戸の天下祭と呼ばれた山王 祭・神田祭の影響をて発展しました。平



川越祭りばやし (中台)

成28年(2016)には、「山・鉾・屋台行事」33件の一つとして、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。 芸能では、川越で広く伝承されてきた三匹獅子舞が石原の獅子舞(県指定)ほか市指定の獅子舞が4 件あります。万作は万作芝居と手踊りを継承する老袋の万作(県指定)と、手踊りを継承する鯨井の万



ほろ祭

作(市指定)があります。川越氷川祭の山車行事の山車の上でも演奏される祭りばやしは市内各地に伝わっていますが、特に中台と今福の祭りばやしは県指定文化財となっています。仰向けになって足先に面をつけて両足を上げながら躍る南田島の足踊り(市指定)も、祭りばやしにのせて踊られます。

川越鳶組合で伝承されている川越の木遣り(市指定)は元 来は仕事歌ですが、川越氷川祭の山車行事でも欠かせない芸 能です。また、中福の根岸家が元締めとして継承する中福の 神楽(市指定)は、相模流の里神楽です。南大塚の餅つき踊 り(県指定)は祝い事に複数の人が踊りながら餅をつきます。

行事では、その年の天候や作柄を占う年占の行事である老袋の弓取式(県指定)と石田藤宮神社の筒粥神事(市指定)や、厄払いの行事である芳地戸のフセギ(市指定)と上寺山のマ

ングリ(市指定)、富士山信仰に基づく火祭りである新宿雀ノ森のお焚き上げ(市指定)があります。 また、男の子が大きなホロを担ぐほろ祭(県指定)は、元服式の意味合いがあるといわれる行事です。

未指定文化財として、正月やお盆、彼岸、節句など多くの年中行事の存在が、『川越市の年中行事 I』 (1998)、『川越市の年中行事 II』 (2000) などの報告書から明らかにされています。

(11) 記念物(遺跡)

史跡の指定等文化財は、国指定2件、県指定3件、県指定旧跡4件、市指定31件、登録記念物1件です。 国指定史跡として、7世紀後半に築造された日本最大の上円下方墳である山王塚古墳(国指定)、平



奥貫友山墓

安時代末から戦国時代に至る武士の居館跡 である河越館跡 (国指定) があります。

貝塚や古墳等では、小仙波貝塚(市指定)、 三変稲荷神社古墳(市指定)、舟塚古墳(市 指定)があります。中世から近世にかけて の寺社や城跡の史跡として、喜多院(市指 定)、東照宮(市指定)、日枝神社(市指定)、 上戸日枝神社境内(市指定)、中院(市指定)、 三芳野神社(市指定)や、川越城跡(県指定)、 大堀山館跡(県指定)があります。また、 近世の武家屋敷である永島家住宅(市指定)

や、明治期の町人住宅である原田家住宅(市指定)があります。

歴史的な痕跡を示すものとして、万葉遺跡占肩の鹿見塚(県指定)、烏頭坂(市指定)、川越夜戦跡(市 指定)、砂久保陣屋跡(市指定)、新河岸川河岸場跡(市指定)、水戸藩十九烈士埋葬の地(市指定)が あります。

次に歴史的に価値がある墓として、奥貫友山墓(県指定)、中島孝昌墓(県指定)、高山繁文墓(県指定)、岩田彦助の墓(市指定)、安井政章の墓(市指定)、西川練造の墓(市指定)、高林謙三の墓(市指

定)、赤沢仁兵衛の墓(市指定)などがあります。 また、川越藩主の廟所として、喜多院に松平大和守 家廟所(市指定)、光西寺に松平周防守家廟所(市 指定)があります。

また、登録記念物では、重要文化財旧山崎家別邸の庭として旧山崎氏別邸庭園があります。未指定文化財では、東山道武蔵路や川越街道など道に関わるもの、江戸時代の畑作新田を開発した際の地割遺構や、水塚や堤防など、台地や低地にくらす人々にとって、必要不可欠なものがあります。



下小坂の大ケヤキ

(12) 記念物(動物・植物・地質鉱物)

天然記念物の指定文化財は、県指定1件、市指定8件です。

天然記念物は、すべて樹木で、県指定文化財は、もと農家の庭木であったクスノキで、現在は公園となっています。個人宅の庭にあるツゲ以外は、全て神社等の境内にあるもので、いずれも巨木であり地域のランドマークとなっているものもあります。

(13) 文化的景観

本市には選定された文化的景観はありません。未指定文化財として、芳野・古谷・南古谷・山田地区の低地に広がる水田景観があります。そのほとんどは耕地整理によって区画されたものですが、川越の低地を示す景観です。また福原地区における武蔵野は、コナラやクヌギなどの雑木林の繋茂する景観です。武蔵野とは本来は薄野のような草地を意味する言葉ですが、17世紀前期の開発によって広葉樹が植林され、現在のような景観となりました。

(14) 伝統的建造物群

埼玉県内で、唯一の重要伝統的建造物群保存地区として、川越市川越伝統的建造物群保存地区の7.8ha が選定されています。明治26年(1893)の大火の後、明治末期にかけて建設された防火性能の高い重 厚な蔵造りの町家を中心に、近代洋風建築なども含めた伝統的建造物が建ち並び、特色ある歴史的景観 を形成しています。

(15) 埋蔵文化財

旧石器時代から近世にかけての遺跡が市内各所に345か所ありますが、古墳時代から中世にかけての遺跡が特に多い点が川越市の特色となっています。

こうした特色が生まれた背景には、古墳時代から中世にかけて大きな政治勢力が川越市域で継起し、 入間地域の中心地として栄えたためです。たとえば、7世紀後半~8世紀初頭に築かれた山王塚古墳は、 全国的にも稀少な上円下方墳という墳形をしており、その規模も大変大きいため、入間地域の地域政治 に大きな影響力を行使した人物が葬られたものと考えられます。また、霞ケ関遺跡には古代入間郡の中 心だった入間郡家があり、その周辺にあたる河越館跡は、平安時代から室町時代にかけての有力武士で あった河越氏の拠点が築かれました。

(16) その他

本市教育委員会では、急激な都市化により言い伝えなどが消滅しつつあったために、明治30~40年代 (1897~1912) 生まれの各地区の古老から収集した伝説について、『川越の伝説』(1981年)、『続川越の伝説』(1984年) を発刊しました。今となっては聞くことの叶わない言い伝えが多く採集されており、市内の地区を特徴づける内容となっています。